

## 【厚生労働大臣の定める掲示事項】

当院では、  
入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行って  
おり、管理栄養士または栄養士によって  
管理された食事を適時適温で提供して  
います。

(夕食については午後6時以降)

## 【入院期間が180日を超える入院に関すること】

一般病棟において、同一疾患での  
入院期間が通算180日を超えた日より、  
以下の金額が患者様の負担となります。

(180日超えの入院に関する**選定療養費**)

地域一般入院基本料3

**1,650円＋消費税/日 (2026.6月現在)**

患者様の状態によっては、選定療養の対象外  
となる場合がございます。詳しくは、  
受付窓口(入院係)までお尋ねください。